

令和2年度第8回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年11月10日(火) 開会 15:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	石川 久男
山田 和夫	辻 政幸	花田 和幸	木原 緑
大村 武彦	田中 誠二	門司 雅門	

(2) 欠席委員 1名

村田 和久

4. 委員会に附した議案

議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 30号 農地の一時利用届について

5. 事務局出席者

秋武 重成 久留 智美 中井 優介

議長 定刻前ですけれども、ただ今より第8回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。こんにちは。

全員 こんにちは。

議長 議事に入ります前に本日の議事録署名人を5番の廣渡委員、6番の山田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入らせていただきます。議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは1ページをご覧ください。議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和2年11月10日提出、岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回1件の申請が出されております。譲受人、譲渡人は議案に記載の通りとなっております。申請地は1筆です。場所が山田509番地、地目が畑、面積が237㎡、区分が第1種住居地域。目的は所有権の移転となっております。2ページに図面を載せておりました。場所としましては地図上の赤で囲った所になります。山田の集落の中にありまして、高倉運輸の比較的近くの場所となっております。それでは別紙でお配りしております農地法第3条調査書をご覧ください。まず第1号 農地の全部効率利用についてです。今回譲受人は現在経営地で水稲と野菜を作付けしております。機械についてもトラクターと田植え機とコンバインを所有されておりました。農作業にも本人を含め配偶者も従事する予定となっております。よって、全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれますので不許可には該当しないとしております。第2号、第3号については該当がありません。第4号 農作業常時従事についてです。こちらについても下限の150日以上を満たす上で申請書が出されておりますので、不許可には該当しないとしております。続いて第5号 下限面積についてです。下限面積の50aに対しまして今回の譲受人は74a耕作をされておりますので、不許可には該当しないとしております。続いて第6号 転貸の禁止についてです。こちらについても土地の登記簿を確認したうえで譲渡人の所有農地であることが確認できておりますので、不許可には該当しないとしております。最後の第7号 地域との調和、こちらについては譲受人が長年地元で農業をされておりますし、現在農業組合長もされておりますので地域の問題に関しては特に問題は生じないと考えておりますので、不許可には該当しないとしております。説明については以上です。

議長 はい。ただいま事務局より説明がありましたが、委員の皆さん何かご質問ご意見等ございましたら。ないようでしたら議案第28号農地法第3条についてご承認いただける方、挙手をお願いします。はい。全員という事で、ありがとうございます。それでは続きまして、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは3ページをご覧ください。議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和2年11月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回は2件の申請があがっております。それぞれ順に説明をさせていただきます。まず1件目です。譲受人、譲渡人については議案に記載の通りで申請地は1筆です。場所が吉木東1丁目1150番地2、地目が田、面積が228㎡、区分が用途地域内の第1種住居地域となっております。権利内容は所有権の移転で転用目的が自己用住宅の建築です。場所については5～6ページに現地地図を載せております。場所としましては吉木のドラッグストアコスモスの前の県道を挟んで前の農地となっております。7ページに計画の配置図を載せております。こちらの土地に木造平屋建ての専用住宅が建設される予定となっております。緑の線が雨水、赤が下水、青が上水の流れとなっております。雨水については水路にそのまま流す予定となっております。下水と上水については正面道路まで管が来ておりますのでこちらに接続する予定となっております。それでは別紙でお配りしております5条の許可基準チェック表(議案第29号1番)をご覧ください。まず1.立地基準の(1)農地区分についてですが、今回の土地が用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地としております。続いて2.一般基準についてです。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらについては提出された資金計画書と融資証明書そして住宅の見積もりから問題がないと確認ができております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについては登記簿を確認したうえで問題なしとしております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについても許可後すぐに着工するというので計画書があがっておりますので、問題なしとしております。6 転用計画面積の妥当性、こちらについては事業計画図から農地全体を有効に活用できるとなっておりますので問題なしとしております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちらに関しましては今回の転用地の隣接地が農地となっておりまして、ここを転用することで取水口がなくなるというような問題が当初あったんですけども、農地の関係者そして今回の転用申請の関係者で協議をする中で新しく取水口を設けるということで協議が出来ております。その計画内容については町にも申請が出てきておりますので、こちらに関しましても特に問題はないかと思われまので、〇とさせていただきます。5条許可申請の1番に関する説明は以上です。

続けて2番の説明に入らせていただきます。4ページをお開きください。5条申請の2件目です。譲受人、譲渡人は議案に記載の通りです。申請地は2筆ありまして、1筆目が大字原890番地1、地目が田、面積が252㎡、区分が農振白地。2筆目が大字原891番地1、地目が田、面積が931㎡、区分が農振白地、権利内容が所有権の移転で転用目的が事務所の建設及び資材置場の設置となっております。場所の図面を10～11ページに載せております。場所につきましては、内浦の芹田交差点にあるポプラのちょうど裏手。あと占部胃腸科内科のすぐ裏手の場所となっております。12～13ページに配置の計画図を載せております。今回塗装業の事務所と倉庫が一棟、駐車スペースを7台分、資材置場を一か所ということで計画があがっております。雨水・上水・下水の流れは13ページにありまして、雨水が緑の線

で裏手の水路に流す予定です。上水と下水についてはこちらも道路まで管が来ておりますのでそのままそちらに接続する予定となっております。それでは別紙でお配りしております5条の許可基準チェック表（議案第29号2番）をご覧ください。こちら1.立地基準の（1）農地区分は第1種、第3種の農地に該当しませんので第2種農地としております。他の土地2か所の代替地検討案についても出されておまして、そちらについても問題なしとしております。続いて2.一般基準の1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無、こちらについては提出された資金計画書そして会社の口座残高証明書から問題ないことが確認できておりますので、○としております。2 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、こちらについては登記簿で確認をして○としております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込み、こちらについても許可後すぐに着工するという事で問題なしとしております。6 転用計画面積の妥当性、こちらについても事業計画図から問題ないということで○としております。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、こちらについても提出された計画図、被害防除計画と水利承諾書から特に問題なしと確認できておりますので○としております。最後に一つこちらについては、今見ていただいた許可基準チェック表には現地の写真をつけているんですけども、実際砂利敷がしてあって既にコンテナ等が置かれている状況となっております。土地の所有者にも確認しましたが、農地法のことを詳しく知らずに平成16年くらいから現在のような状態になっているということでした。今回の転用申請にあたって県と協議もしたのですが顛末書という形で対応ということで所有者の方からは顛末書を出していただいておりますので、そちらを添付したうえで県にはあげたいと思っております。説明については以上です。

議長 はい。それでは議案第29号の1につきまして、当該委員さん何か意見がございましたら。

門司委員 実際先ほど事務局から説明があったように私本人も業者と共に現地で立ち合いを行いまして、取水口の所に建物が建つということだったので新たに取水口の場所を、私道沿いに新たに敷設して取り入れるということで現場の確認を行ったので問題ないと思います。以上です。

議長 それでは他の委員の方、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第29号の1についてご承認いただける方挙手を。はい、全員ご承認いただけるということで。続きまして議案第29号の2につきまして、当該委員さん何かご意見等ございましたら。

俵口委員 別にありません。ただ先ほど言われたように現地はすでに相当前から、昔は周囲の土地より相当落ち込んでたんですけども。めちゃくちゃ悪いみたいで。

議長 それでは議案第29号の2につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら議案第29号の2についてご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員承認していただきました。

それでは続きまして議案第30号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、16ページをご覧ください。議案第30号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和2年11月10日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男。今回2件の申請が町から出されております。それぞれ順に説明をさせていただきます。

まず1件目です。今回対象となる土地が1筆で場所が上畑765番1、地目が田、面積が1,369㎡の内151㎡。区分が農振農用地。所有者と耕作者は議案記載の通りです。利用目的については災害復旧工事に伴う作業場及び発生土置場、利用期間が令和2年11月15日から令和3年2月26日までとなっております。場所についての図面を18～19ページに載せております。あと別紙で本日現場の写真も追加で配布させていただいておりますので併せてご確認くださいと思います。場所としましては上畑の集落の一番奥ですね。上畑の構造改善センターを通過して更に奥、山神ため池のすぐ下の農地となっております。19ページの図面の赤い線で囲った所が一時転用の計画予定地となっております。本日お配りした追加の写真にあります通り、豪雨によって農地の法面が壊れている状況となっておりますので今回一時転用する箇所に鉄板を敷いて重機を通してこちらの崩壊した法面を修復していくという作業となっております。

続いて2番です。17ページをご覧ください。こちら対象となる土地が2筆あります。1筆目が山田1044番1、地目が田、面積が1,482㎡の内165㎡、区分が農振農用地、所有者、耕作者は議案に記載の通りです。2筆目が山田1044番2、地目が田、面積が1,578㎡の内11㎡、区分が農振農用地、所有者と耕作者は記載の通りです。利用目的は災害復旧工事に伴う作業場で利用期間が令和2年11月15日から令和3年2月26日までとなっております。こちらについては21ページに図面を載せております。こちらも本日追加で配布した現場の写真を合わせてご覧になっていただければと思います。場所につきましては旭台から山田の集落、一丁ため池側を通過して山田の集落に行くほうの道、そちらの方面へ行っていただいた場所となります。赤で囲った場所が一時転用の予定箇所となっております。今回追加で配布した資料にあります通り、こちら豪雨によってブロック積みの法面が倒れそうになってずれてるような状況となっております。こちらはもう一枚写真を添付しているんですけども、法面の崩壊にあわせまして、下にある側溝がそれに押されるような形で壊れている状況となっております。現在は管を入れて応急措置をしているんですけども、こちらの法面と側溝の修復作業をするための一時転用の申請となっております。説明については以上です。

議長

はい。農地の一時利用届について事務局が説明を致しましたが、1について何かご質問ご意見等ございましたら。ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いします。はい、全員承認いただきました。続きまして2について、何かご質問ご意見等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員承認という事で。それでは、その他の項に入らせていただきます。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○市町村農業委員会会長・事務局長会議

日 時 11月26日(木) 午後1時～4時

場 所 吉塚合同庁舎 803 会議室

参集範囲 会長、事務局長

2. 次回の日程について

日 時 12月 日 () ※9:30～

場 所 岡垣町役場 307 会議室

※ 議会の日程により9～11日のいずれかで開催予定。

決定次第、委員の皆さんに連絡します。

3. 農業委員会から町への要望書について

議長 それでは、以上をもちまして第8回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
